

事 務 連 絡
令 和 元 年 8 月 6 日

小金井市指定（介護予防）地域密着型サービス事業者
小金井市総合事業実施事業者 各位

小金井市福祉保健部
介護福祉課長 鈴木 茂哉
(公印省略)

令和元年度介護職員等特定処遇改善加算（新加算）について（依頼）

平素は、本市の介護保険運営にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。
令和元年10月より介護職員等特定処遇改善加算（新加算）が創設されます。
つきましては、下記のとおり届出期限を設定しましたので、算定を希望される場合は
遺漏のないよう、よろしくお取り計らいの程お願いします。

記

1 提出書類

- (1) 令和元年度介護職員等特定処遇改善加算届出書及び添付書類（詳細別添参照）
- (2) 介護職員処遇改善加算算定に係る体制等に関する届出書
※(1)については、東京都に提出している場合、そのコピーの提出で可です。

2 提出期限

令和元年10月から算定する場合 令和元年8月30日（金）
年度途中から算定する場合 加算算定開始月の前々月の末日

3 その他（重要・必ず以下全てをご確認ください。）

- (1) 総合事業や地域密着型サービス実施している法人で、東京都の通所介護、訪問介護の指定も受けている場合は、東京都への届出も必要です。
- (2) 東京都及び他市に介護職員等特定処遇改善加算の届出書を提出している場合、小金井市へは東京都等へ提出した書類の写しの提出で可といたします。
- (3) 総合事業と地域密着型サービスを両方実施している場合、「介護職員等特定処遇改善加算届出書」は1部のみの提出で可とします。ただし、「介護職員処遇改善加算算定に係る体制等に関する届出書」はサービス種別ごとに提出してください。
- (4) 介護職員等特定処遇改善加算（新加算）以外の加算変更については本通知とは別扱いとし、別途変更届の提出が必要となります。
- (5) 届出様式は市ホームページに掲載しております。
(トップページ>健康・福祉>介護保険>事業者向け情報>令和元年度介護職員等特定処遇特定処遇改善加算（新加算）について

4 提出先・問合せ先（郵送での提出も可）

〒184-8504
東京都小金井市本町6-6-3
小金井市福祉保健部介護福祉課介護保険係 宛て（電話：042-387-9822）